



会計監査役高等評議会  
クリスティーヌ・ゲゲン会長  
フランス共和国 75009  
パリ市オーベール通り 10

2016年4月15日

ゲゲン会長 殿

日本国金融庁及び公認会計士・監査審査会（金融庁/審査会）とフランス会計監査役高等評議会（H3C）の監査人監督に関する相互協力及び情報交換についての書簡交換

1. 日本国金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」）とフランス会計監査役高等評議会（H3C）は、金融庁/審査会及び H3C 双方の規制権限の対象となる監査人の監督に関する事項において情報交換と相互協力の必要性を認識する。協力は、監査規制及び監査人監督を通じた公開会社に対する監査の品質、正確性及び信頼性の向上の観点、並びに両国における証券市場の健全性の確保及び投資家保護の観点から、相互に有益である。特に、金融市場のグローバル化及び証券取引におけるクロスボーダーの活動の増加を踏まえ、両当局間の情報交換の強化が重要であると認められる。
2. 両当局は、両当局の規制権限の対象となり、相手当局の規制権限の下にある市場において証券が発行又は取引されている企業の年次もしくは連結会計に関する監査報告書を提供する監査人の監督に関する事項において相互協力が必要であると認識する。本書簡の目的は、そのような監査人の公的監督の領域において、それぞれの国内法によって許容される範囲で、両当局間の相互協力を促進することである。
3. これに関連して、両当局は
  - 欧州議会及び閣僚理事会の指令 2006/43/EC に基づく特定の第三国の法的権能を有する当局の同等性に関する 2010 年 2 月 5 日の委員会決定において、欧州委員会は、指令 2006/43/EC の第 47 条パラグラフ 1(c)における同等性を日本について決定したことを認識し、
  - 日本国公認会計士法に基づき、金融庁/審査会は、然るべき条件の下で、両当局の規制権限の範囲内にある監査人に関する情報を H3C に移転することが許可されていることを認め、

- フランス商法典に基づき、H3C は、然るべき条件の下で、両当局の規制権限の範囲内にある監査人に関する情報を金融庁/審査会に移転することが許可されていることを認め、
- H3C から金融庁/審査会への個人情報の移転は、指令 95/46/EC、特に同指令第 4 章の実施に関する情報技術、データファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法令第 78-17 号に従って行なわれなければならないことを認識し、
- 金融庁/審査会から H3C への個人情報の移転は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従って行なわれなければならないことを認識し、
- 両当局間の協力枠組みは「書簡交換」及び添付の附属書「特定の個人情報の移転に関する金融庁/審査会及び H3C 間の枠組み」から構成されることを確認する。

## I 定義

### 4. 本書簡において、

「監査人」は、両当局の規制権限の範囲内にある自然人又は監査法人を意味する。

「当局」又は「両当局」は、日本国金融庁/審査会若しくはフランス H3C 又はその両方を意味する。

「情報」は、公表及び非公表の情報であり、その情報が両当局の規制権限の対象となる事項に関係するものである場合に、（1）監査法人全体の品質管理手続及び監査業務レビューに関する情報を含む検査及び調査の結果、並びに（2）監査人の保有する監査調書又はその他の文書が含まれるが、これらに限定されるものではない。

「検査」は、監査品質の向上のため、通常定期的に行われる監査人に対する外部の品質保証レビューを指す。

「調査」は、監査監督に関する法令、規則又は規制の抵触又は違反についての具体的な嫌疑に対する、非刑事手続上の調査を指す。

「法令等」はそれぞれの当局の属する国において効力を有する法令、規則又は規制を意味する。

## II 協力

### 情報交換

5. 協力は、監査人に対する公的監督、検査及び調査に関し、法令等によって許容又は要請された目的のために行う当局間の情報交換を含む。
6. 両当局は、フランス法の下で監査人は非公表情報を金融庁/審査会に直接移転することは許可されておらず、H3C を通じて情報を移転しなければならないことを認識する。

7. 要請された非公表情報が被要請当局の国内の別の当局によって管理され又は利用されている場合、両当局は、各々の国における法令等で許容される範囲で、要請された情報を提供するよう努力する。
8. 一方当局は、両当局の規制権限の範囲内にある監査人に課した制裁又は懲戒処分であって、監査業務の品質における構造的な欠陥に関係するものについては、合理的な期間内に他方当局に通知するよう努力する。

#### 情報要請

9. 要請は書面（電子メールを含む）によって行うこととし、被要請当局の担当者へ送付するものとする。
10. 要請当局は以下の事項を特定しなければならない。
  - (a) 要請する情報
  - (b) 情報の使用目的
  - (c) 情報が必要とされる理由、及び、該当する場合には、違反があった可能性がある関連規定
  - (d) 情報の取得期限
  - (e) 要請当局が知る限りにおいて、その要請する情報がパラグラフ 15 から 20 の下で、更に利用又は開示される可能性があるか

#### 情報要請の実施

11. 各々の要請は、本書簡の条項に基づき情報の提供が可能かどうかを決定するため、被要請当局によって個別に評価される。各当局は、相手当局からの情報提供要請に対し、迅速で適切な回答を提供するように努める。不要な遅延を避けるため、被要請当局は、要請された情報の適切な部分が提供可能になり次第、それらを提供する。要望された期限内に要請を完全に履行できない場合には、被要請当局は要請当局に対しその旨を通知し、他の関連する情報又は支援の提供が可能か検討する。
12. 被要請当局は、以下の場合に要請に応じることを拒否することができる。
  - (a) 要請が本書簡に従っていないと判断される場合
  - (b) 要請に応じることが、例えば営業上の守秘義務に関するもの等、被要請当局の属する国の法律、規則又は規制に反することになる場合
  - (c) 支援を提供することが、被要請当局の属する国の公益に反すると判断される場合
  - (d) 情報を提供することが、被要請当局の属する国の主権、安全、社会的秩序に悪影響を及ぼすことになる場合
  - (e) 要請当局が要請する前に、同一の行為に関し、同一の人物に対して、司法手続きが既に開始されている場合
  - (f) 被要請当局に過度の負担が生じる場合
13. 被要請当局は要請当局に対し、本書簡に基づく要請に応じることを拒否する理由を速やかに通知する。

14. 当局間の連絡は英語で行うものとする。被要請当局は、英語以外の言語で情報若しくは文書又はその両方を提供する必要がある場合、相手当局に対してその旨を事前に通知する。情報若しくは文書又はその両方が英語以外の言語で提供される場合、要請当局が翻訳費用を負担する。

### III 守秘義務

15. 当局は、法令等に合致する範囲で、協力の過程で受領又は作成された全ての非公表情報の機密を保持する。日本の国家公務員法第 100 条並びにフランスの商法典第 L.821-3-1 条及び刑法典の規定はそれぞれ、両当局の現在及び過去の職員に守秘義務を課し、又は監査規制及び監督に関して提供された情報の開示を制限する。本書簡に規定された守秘義務は、現在若しくは過去に両当局のガバナンスに関与し、又は現在若しくは過去に両当局に関係したことがある全ての者に適用される。

### IV 非公表情報の利用

16. 両当局は、監査人の公的監督、検査又は調査の機能を果たすためにのみ、協力の過程で受領又は作成された非公表情報を使用することができる。もしいずれの当局が、協力の過程で受領又は作成された非公表情報を、パラグラフ 10 に基づく要請の中で記載された以外の目的で利用しようとする場合には、あらかじめ被要請当局の書面による明確な同意を得なければならない。被要請当局が、記載された目的以外の目的での非公表情報の利用に同意する場合、情報の利用に関して条件を付すことができる。

### V 守秘義務の例外

17. 当局が、国内法令等の下での義務を果たすため又は裁判所の命令により、受領した非公表情報を開示することを求められた場合には、相手当局に対して、開示の前に十分な時間的余裕をもって書面による通知を行い、当該情報の開示が求められた理由を述べるものとする。
18. パラグラフ 17 で言及された開示について相手当局が反対する場合には、当局は非公表情報の開示に抵抗するべく最大限の努力をし、反対する相手当局が自ら開示に抵抗する努力を支援する。
19. 受領された情報は、刑事裁判における証拠として使用することを含め、裁判所や裁判官によって行われる刑事手続に使用されてはならない。そうした使用が法律によって要求される場合、刑事捜査における国際刑事共助関連法に規定される手続に従って、追加の情報要請がなされなければならない。
20. 当局は、協力の過程で受領又は作成された非公表情報を第三者に開示しようとする場合には、パラグラフ 17 に言及された場合を除き、情報を提供した当局から、事前に書面にて明確な同意を得なければならない。本情報を開示しようとする当局は、情報開示の理由及び目的を示さなければならない。被要請当局は非公表情報の開示に同意するに際し、条件を付すことができる。

## VI 個人情報情報の移転

21. 本書簡に基づく個人情報情報の移転は、本書簡の附属書に規定された枠組みに従う。この附属書は本書簡と同様の法的位置づけを有する。

## VII その他

22. 本書簡は、いかなる拘束力のある法的義務も生じさせず、日本又はフランスのいかなる法令等を変更し又はそれに優越するものでもない。本書簡は、金融庁/審査会、H3C 又はその他いかなる政府機関若しくは非政府機関又はいかなる私人に対しても、直接又は間接に、金融庁/審査会と H3C 間の協力の程度又は方法について異議を申し立てる権利を生じさせるものではない。
23. 本書簡は、監査人の監督に関して、両当局が本書簡に規定される措置とは異なる措置又はそれに加えて行う措置を取ることを妨げるものではない。あらゆる場合において、両当局は、公的監督上の重要な措置に先行して又はその直後に、互いに通知するよう努力するものとする。
24. 両当局は、一方の当局の要請に応じて、本書簡に含まれる事項に関連する課題について協議を行い、意見を交換し、それぞれの法令等に合致する範囲でそれぞれの職務から得られた経験及び知識を共有する。両当局は、相互理解を深めるため、必要に応じて共通の関心事項や懸念事項について対話又は意見交換を実施する意志を表明する。
25. 両当局は、要請若しくは提案された要請について又は提供された情報について、いつでも非公式に協議することができる。
26. 両当局は、本書簡の実施に影響を与える法律、規制若しくは慣行に相当程度の変更があった場合、又は両当局が協力内容の変更を希望する場合には、本書簡の内容について協議及び改正を行うことができる。

## VIII 期間

27. 本書簡は署名日より効力を生じる。
28. 本書簡の下での協力は、30 日前までに相手当局への書面通知を行なうことにより、いつでも、どちらの当局によっても終了させることができる。どちらかの当局がそのような通知を行った場合には、要請当局が支援を要請した事項を終結させるまでの間、本書簡の下での協力は、通知日以前に行なわれた全ての要請に関して継続される。両当局は、本書簡に従い交換されたいかなる情報若しくは文書又はその両方について、セクション III 及び IV に従い、機密を保持し続ける。

29. 本書簡は英語、フランス語及び日本語で作成される。言語の相違による本書簡の異なる解釈に関して疑義が生じた場合は、両当局は本書簡の基本原則に沿って、可能な限り効率的に問題に対処する。

敬 具

森 信親

金融庁長官  
森 信親

100-8967  
東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1

廣本 敏郎

公認会計士・監査審査会会長  
廣本 敏郎

100-8905  
東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1

## 附属書：

### 特定の個人情報の移転に関する日本国金融庁/公認会計士・監査審査会及び フランス会計監査役高等評議会の間の枠組み

日本国金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」と）とフランス会計監査役高等評議会（H3C）は、

- H3C から金融庁/審査会への個人情報の移転は、指令 95/46/EC、特に同指令第 4 章の実施に関する情報技術、データファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法令第 78-17 号に従って行なわれなければならないことを認識し、
- 金融庁/審査会から H3C への個人情報の移転は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従って行なわれなければならないことを認識し、

以下の枠組みに同意した。

## I. 定義

本枠組みにおいて、

「監査人」は、両当局の規制権限の範囲内にある自然人又は監査法人を意味する。

「当局」又は「両当局」は、日本国金融庁/審査会若しくはフランス H3C 又はその両方を意味する。

「管理者」は、個人情報情報が情報当事者の母国当局において処理され、相手当局に移転される場合における、個人情報の取扱いの目的及び方法を単独又は共同で決定する相手当局を意味する。

「情報保護指令」は、個人情報取扱いに係る個人の保護及び当該情報の自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び閣僚理事会による指令 95/46/EC を意味する。

「フランス情報保護法」は情報技術、データファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法令第 78-17 号を意味する。

「書簡交換 (EoL)」は、監査人の監督に関する相互協力及び情報交換を促進するため、2016 年 4 月 15 日に両当局間で交換された文書を意味する。

「法令等」はそれぞれの当局の属する国において効力を有する法令、規則又は規制を意味する。

「個人情報」は、特定された又は特定可能な自然人（以下、「情報当事者」）に関して、相手当局から移転された情報を意味する。特定可能な個人とは、特に識別番号又は身体的、生理的、精神的、経済的、文化的、又は社会的特徴に関する 1 つ以上の要素を参照することによって、直接又は間接に、特定され得る者を意味する。

「個人情報の処理」（以下、「処理」）は、自動的な手段であるか否かに関わらず、個人情報に対して実施された作業又は一連の作業を意味し、収集、記録、編纂、保存、適合又は変更、復元、協議、使用、移転又は配布又はその他手段による開示、配列又は結合、遮断、消去、破棄等を意味する。

「処理者」は、管理者の代理として個人情報処理を行う自然人若しくは法人、公的当局、機関又はその他の団体を意味する。

「機微情報」は、人種若しくは民族的出自、政治的見地、信教、思想又は労働組合への加入を示す情報、保健又は性生活に関する情報、及び個人に係る違反、犯罪歴、又は保安措置についての情報を意味する。

「第三者」は、情報当事者、金融庁/審査会、H3C以外の自然人若しくは法人、公的当局、機関又はその他の団体、及びこれらの団体の直接の権限下で情報を処理する者を意味する。

## II. 情報処理に関する原則

両当局は、情報提供当局から情報要請当局への個人情報の移転は、以下の事項によって規定されることを確認する。

1. 目的の制限：情報提供当局によって情報要請当局に移転された個人情報は、監査人の公的監督、検査又は調査に係る法令等により許可又は要請される目的のために必要な場合に、情報要請当局によってのみ処理される。そのような情報の第三者移転は、他の目的のために行われるものも含めて、パラグラフ7によって規定される。

両当局は、主として、検査時にレビュー対象となった個別監査業務に責任を有し若しくは従事した者又は監査法人の経営及び品質管理において重要な役割を果たす者の氏名及び職務に関する情報を求めることを確認する。また、それらの個人情報及び他の個人情報は、登録又は届出のなされた監査人及びその関係者の適用法令等の遵守状況を評価するため並びにこれら法令等を遵守させるためにのみ使用される。

情報受領当局が、情報要請時に記載した目的以外の目的で、情報提供当局から受領した情報を利用しようとする場合には、情報提供当局から事前に書面にて明確な同意を得なければならない。情報提供当局は、記載された目的以外の目的での情報の利用に同意するに際し、条件を付すことができる。

両当局は、情報の匿名化及び最小化の原則を適用する。それは、監査人の監督に関する相互協力及び情報交換についての本書間の実施にあたり厳に必要な場合に、個別の事案ごとにのみ個人情報の移転が行われることを意味する。

2. 情報の質及び適切性：全ての当局は、相手当局に正確な個人情報を移転することを確保するよう努める。各当局は、過去に移転された情報が不正確又は更新されなければならないことを認識した場合には、相手当局に対しその旨を通知する。そのような場合、相手当局は保管情報に適切な修正を行う。

全ての当局は、要請され移転された個人情報が、情報移転及び処理の目的に照らして適切であり、関連性があり、過剰でないことを確保するよう努める。

個人情報は、情報当事者を識別することができる形で、情報が収集若しくは処理される目的のために必要な期間に限り、又は関連法令等で別途規定された期間において保存されなければならない。両当局は本書簡及び本附属書に従い、受領した全ての情報



に対して適切な記録廃棄手続きを策定する。

3. 透明性：H3Cは、情報当事者に対し、情報保護指令及びフランス情報保護法により規定された個人情報の移転及びその処理に関する情報を提供する。両当局は、金融庁/審査会による個人情報の利用目的及び取扱いについては、公認会計士法に規定に従うことを確認する。

4. セキュリティ及び守秘：両当局は、個人情報を過失又は違法行為による毀損、滅失、変更、開示及び入手から保護するため、両当局が適切と認める技術的及び組織的な情報保護措置を記載した情報を提供してきた。

両当局は、個人情報の保護の度を弱めるような変更が技術的及び組織的な情報保護措置になされた場合は、その情報を更新する。

処理者を含め、情報管理者の権限の下で行動するいかなる者も、情報管理者の指示がない限り情報を処理しない。

5. アクセス、訂正又は削除する権利：個人情報を情報受領当局に移転された情報当事者は、情報提供当局に対して、情報受領当局に移転された情報の把握を求めることができる。また、情報当事者は、情報が完全、正確であって、かつ該当する場合には最新の状態に置かれていること、及び情報処理が本枠組みの下での情報処理原則に従って行われていることを情報提供当局が情報受領当局に対して確認するよう求めることができる。情報が不完全、不正確若しくは最新でない又は情報処理が本枠組みの下での情報処理原則に従って行われていないことが判明した場合には、情報当事者は情報提供当局を通じて、情報の修正、消去又は遮断を要請することができる。

しかしながら、金融庁/審査会が関連法令に従い公的規制権限を行使する場合において、情報当事者が金融庁/審査会の保有する個人情報へアクセスする権利は、金融庁/審査会が、その規制権限の下で、関係者又は他の関連当事者<sup>1</sup>を含む監査人に対して監視、検査、その他の規制機能を使用する能力を確保するために、制限されることがある<sup>2</sup>。

6. 機微情報：機微情報は、情報当事者の同意がない限り両当局間で移転されない。

7. 第三者への移転：情報受領当局が個人情報を第三者に移転する場合も、情報受領当局は本書簡のセクション5で規定された手続きに従う。情報提供当局の法域における関連する法令等により求められている場合に、両当局は情報対象者に関連情報を提供する責任を有する。両当局は、機密情報の第三者移転に関する適用法令等を記載した情報を提供する。

8. 是正：両当局は、非公表情報又は機密情報の違法開示の場合の対応について記載した情報を提供したことを確認する。いかなる違反も情報提供当局に報告され、また法律で要請される場合は、各法域の適切な個人情報保護当局に報告される。

<sup>1</sup> 例として、最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）、被監査会社の内部監査人

<sup>2</sup> 金融庁/審査会は、限られた一定の場合において、情報に対するこのような権利を制限することがある（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条）。